

福井地方最低賃金審議会
第1回福井県最低賃金専門部会

- 1 日 時 令和8年7月29日（水）午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 福井労働基準監督署2階 大会議室
- 3 出席状況 公益代表委員 井花委員、竹川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 島田委員、高山委員、中澤委員
使用者代表委員 豊嶋委員、西澤委員、山口委員
事務局 工藤労働基準部長、野崎賃金室長、
矢村賃金指導官、山田賃金係長

4 議 題

- (1) 福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程について
- (2) 福井県最低賃金に係る審議事項について
- (3) 今後の審議予定について
- (4) 福井県最低賃金と生活保護との比較について
- (5) その他

5 議 事

○矢村賃金指導官

ただいまから令和8年度第1回福井県最低賃金専門部会を開催いたします。

今回は本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に資料の確認でございますが、資料目次のとおりとなっております。よろしいでしょうか。

次に定足数の確認でございますが、本日の専門部会には9名全員の方が出席されております。

よって、本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは最初に、工藤労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

○工藤労働基準部長

皆様、お疲れ様でございます。労働基準部長の工藤でございます。

本日は大変お忙しい中、第1回福井県最低賃金専門部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

この専門部会は、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、最低賃金の改正決定について調査審議を行うために設置されたものであり、より専門的かつ詳細な御審議をお願いする場となっております。

令和 8 年度の中央最低賃金審議会から示された目安額につきましては、福井県が属する B ランクにおいて 56 円、率にして 5.2% の引上げが示されたところでございます。

一方で、この目安は地方最低賃金審議会における審議の参考として示されるものであり、全国的なバランスに配慮する観点から参考にされるべきであります。

また、地方審議会の判断を拘束するものではないことも改めて確認されております。

委員の皆様におかれましては、こうした目安も参考にさせていただきながら、地域の実情や様々な視点を踏まえ、活発な御議論をお願い申し上げます。

また、今後の審議は例年同様、猛暑が続く中、さらにはお盆前の大変お忙しい時期に集中的をお願いすることとなります。

委員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、専門部会の開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○矢村賃金指導官

次に、専門部会委員の御紹介でございますが、時間の都合もございますので、資料 1 頁にございます福井県最低賃金専門部会員名簿をもちまして御紹介に代えさせていただきます。

○野崎賃金室長

1 件、資料の訂正をさせていただきたいと思います。

今御覧いただいております資料 1 の名簿でございますが、島田労働者代表委員の現職が「次長」となっておりますが、これは「支部長」の誤りでございました。

大変申し訳ございませんでした。

併せまして、使用者代表委員の豊嶋委員の現職表記につきましても誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

この点、申し訳ございませんでした。

○矢村賃金指導官

次に、部会長及び部会長代理の選出に入りたいと思います。

選出方法についてお諮りさせていただきます。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとありますが、その方法について従来どおり公益委員の先生方で協議していただき、その結果を皆様にお諮りするという方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では従来どおりとさせていただきます。

公益委員の方には、本選出に先立ち御協議をしていただいております、その結果としましては、

部会長 廣瀬委員、部会長代理 竹川委員

以上のとおり選出されましたことを御報告いたします。

つきましては、部会長、部会長代理を委員の皆様方の御推薦により決定したとさせていただきますことよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは廣瀬部会長から御挨拶をお願いいたします。

○廣瀬部会長

ただいま御紹介にあずかりました部会長の廣瀬でございます。

これから短い期間に濃密な議論を繰り広げることになるわけですが、皆様御協力をよろしくお願いいたします。

既に御存じのとおり、昨日、中央最低賃金審議会から目安額が提示されました。

中央でもかなり白熱した議論が繰り広げられたと聞いております。

福井地方最低賃金審議会においても同様になると思いますが、福井県の経済環境を整えていくという点については、例年、労使双方の皆様と一致している姿勢だと思います。

そういう意味で、是非皆様の御御力をいただきながら専門部会の運営を進めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。
以上です。

○矢村賃金指導官

ありがとうございました。
引き続きまして、竹川部会長代理から御挨拶をお願いいたします。

○竹川部会長代理

御紹介いただきました竹川でございます。
昨日決定されました目安額ですけれども、先ほど労働基準部長からの御挨拶もあったように、目安としながら、それを一つの軸としながら、皆さんの御意見を頂き、適正な最低賃金額を決めていきたいと考えております。
どうぞよろしくお願いいたします。

○矢村賃金指導官

それでは今後の議事進行は廣瀬部会長をお願いいたします。

○廣瀬部会長

それでは次第にのっとり進めさせていただきます。
議題（１）「福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程について」、事務局から説明をお願いいたします。

○野崎賃金室長

お手元にホッチキス止めをしております資料を御覧ください。
資料２頁から３頁までが専門部会運営規程でございます。
第１条は規程の目的、第２条は会議の招集、第３条は委員の欠席、第４条は会議における発言に関する規程となっておりますので説明は省略させていただきます。
次に第５条「会議の公開」についてでございます。
会議は原則として公開する。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる規程となっております。
これらの取扱いにつきましては、本年７月６日の本審において、三者協議は公開、公労、公使のような二者協議は非公開とする方針が了承されております。
つきましては改めて御確認をお願いいたします。

また、第6条の「議事録」につきましては、会議の公開、非公開にかかわらず作成し、原則公開することになります。

ただし、会議の公開と同じ理由により議事録の一部又は全部を非公開とすることができるようになっており、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開することになります。一般的に、会議を非公開とする場合は議事録も非公開となりますので、これらの点を踏まえていただき、本年度の取扱いについて併せて御確認をお願いしたいと思います。

なお、公労、公使のような二者協議を非公開で行うとした場合、事務局はその協議に一切関与しないことから、議事録、議事要旨は作成しないこととなりますので併せて御確認願います。

また、公開する専門部会の議事録または議事要旨、さらに当局より提出した資料や委員より提出された資料につきましては、当局ホームページへの掲載を行うこととなりますので、これらの点につきましても御承知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、議事録を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は個人情報保護に関する法律に基づく開示請求があった場合は、これらの法律に規定される不開示情報を除き、開示することとなりますので、これらの点についても御承知いただきますようよろしくお願いいたします。

これら議事録及び議事要旨等の公開に際しては、委員全員に対する事前の確認をお願いする予定としております。

最後に、第7条は「報告」、第8条が「専門部会の廃止」第9条が「規程の改廃」に関する規程となっており、これらの説明につきましても省略させていただきますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上、専門部会における会議及び議事録の公開についての御確認をお願いいたします。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。昨年同様ということですね。

ただいまの説明について何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

特にないようですので、会議及び議事録の公開につきましては、公労使による三者協議、全体協議については原則公開とすることとします。公労、公使による二者協議につきましては、率直な意見交換、若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等に該当するものと考えられますので、会議は非

公開とし、事務局はその協議に一切関与しないこととなります。

そのため、議事要旨については作成しないこととなります。

なお、原則公開とする三者協議においても、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、非公開を希望する旨を随時申し出ていただきますようお願いいたします。

以上のように取り扱うことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

それでは、専門部会運営規程はこのとおりとし、二者協議、個別協議における会議は、運営規程第5条及び第6条に定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当するものと考えられますので、非公開とし、二者協議に事務局は一切関与しないことから、議事録、議事要旨は作成しないこととします。

次に、議題（２）「福井県最低賃金に係る審議事項について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○野崎賃金室長

はい、資料の４頁をご覧ください。

本専門部会において審議決定する必要がある事項は、資料４頁の「福井県最低賃金に係る審議事項」のとおりとなっております。

項目１の適用する地域は福井県の区域、項目２の適用する使用者は前号の地域内で事業を営む使用者、項目３の適用する労働者は前号の使用者に使用される労働者となっております。

項目４、項目５、項目６の下線部分が本専門部会における主な審議事項となります。

項目５につきましては、最低賃金法第４条第３項第３号において、最低賃金額に算入しない賃金を定めることとされております。これら除外賃金の取扱いにつきましては、昭和４７年度の中央最低賃金審議会において一定の考え方が示されております。現在までの取扱いとしては、全国的に精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の３手当を除外する取扱いとしているところですが、項目４の最低賃金額について、これから御審議いただく前提条件として、最初にこれらの除外する手当について変更なしとして取り扱うか否かについて決定してい

ただきたいと思います。

また、項目 6 の効力発生日につきましては、効力発生日は審議の結果決まるものであることを、令和 5 年 4 月 6 日、中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会において確認されているところであります。

さらに、第 527 回本審資料の 19 頁にもございますが、令和 8 年 6 月 23 日の中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめにおいても、対応方針として、発効日について大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではないこと、また、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公益・労使委員間で十分に議論した上で発効日について判断することとされております。

企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効する場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公益・労使委員間で十分に議論を行うこととされております。

最低賃金法第 14 条第 2 項の規定により、改正決定した最低賃金の効力発生日は、特に指定日を定めない限り、官報公示の日から起算して 30 日を経過した日となります。

法定発効の場合、今年度の専門部会及び審議会の開催予定日に当てはめますと、8 月 5 日の第 3 回専門部会にて全会一致の答申がなされた場合で、異議申立てがなければ、官報公示を経て効力発生日が 10 月 1 日となります。審議会の答申が 8 月 10 日になる場合は、効力発生日が 10 月 4 日以降です。8 月 12 日になる場合は、効力発生日が 10 月 8 日以降になります。

そこで、官報公示の日から起算して 30 日を経過した日の法定発効とするか、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました件について確認したいと思います。

まず、福井県内で事業を営む使用者に使用される労働者に適用される最低賃金額の審議に際し、最低賃金額に算入しない賃金についてあらかじめ決定しておく必要があります。

また、本年度の審議において、仮に審議会の答申が 8 月 5 日以降となった場合には、最低賃金の効力発生日について、官報公示の日から起算して 30 日を経過した日を発効日とする、いわゆる法定発効とすることについても確認しておく必要があります。

いずれの取扱いについても従来どおりとしてよいかを確認する趣旨のものであります。

最低賃金に算入しない賃金については、従前から対象としている、精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当となります。

また、発効日については、官報公示の日から起算して30日を経過した日を発効日とする法定発効の取扱いとなります。

委員の皆様、これらについて従来どおりの取扱いとすることによりよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。特に異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、福井県最低賃金の審議において最低賃金額に算入しない賃金は、従来どおり精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当といたします。

また、改正最低賃金の発効日については、官報公示の日から起算して30日を経過した日による法定発効とすることについて了承されたものといたします。

○廣瀬部会長

続きまして、議題(3)「今後の審議予定について」に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。」

○野崎賃金室長

資料5頁を御覧ください。

次回以降の専門部会の開催日程につきましては、資料5頁に記載のとおり予定しております。

また、本日午後から開催される第528回福井地方最低賃金審議会におきましては、中央最低賃金審議会から示される目安に関する報告を行う予定となっております。その後、委員の皆様による目安額に対する意見交換を実施する予定です。

専門部会における具体的な金額審議につきましては、7月31日から開始することを予定しております。

なお、金額審議に当たり、各側委員の皆様から配布資料を提出される場合には、委員及び事務局配布用として13部御準備いただきますようお願いいたします。

事務局といたしましては、審議の結果についてはできる限り全会一致による結審が望ましいと考えております。

一方で、審議の過程において労使双方の意見が一致せず、全会一致による結論に至らない場合には、公益見解をお示しできるよう準備を進めたいと考えております。

公益見解につきましては、最低賃金改正額を決定するに当たり、どのような判断要素や考慮事項に基づいて公益委員として判断したのか、その考え方を整理した内容を記載することを想定しております。

その内容については、金額審議に入って以降、各委員から出された御意見や御主張を踏まえながら作成していく予定です。

なお、結審につきましては、第4回専門部会となる8月10日午前10時から会議を想定しております。

ただし、審議状況によってさらに慎重な議論が必要となった場合に備えまして、8月12日午前10時からを予備日として設定しております。

限られた日程の中で円滑な審議を進めてまいりたいと考えておりますので、委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について確認いたします。

まず、専門部会の日程については資料5頁記載のスケジュールに沿って進めること。次に、金額審議に当たって資料提出がある場合には13部を準備いただきたいということ。

そして、可能な限り全会一致による結審を目指すものの、仮に意見の一致に至らない場合には、労使双方の意見を踏まえた公益見解を取りまとめるという説明であったと思います。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

(意見等なし)

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

特に御意見等ないようですので、次回以降の当専門部会の進め方については、ただいま事務局から説明のあったとおり進めることといたします。

また、労使双方の委員におかれましては、説明資料等の提出を予定されている場合には、事前の御準備をよろしくお願いいたします。

○廣瀬部会長

続きまして、議題（４）「福井県最低賃金と生活保護との比較について」に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○野崎賃金室長

それでは、事務局から説明させていただきます。資料６頁をお開きください。担当から説明いたします。

○矢村賃金指導官

それでは、福井県最低賃金と生活保護との比較について御説明いたします。

今回の比較につきましては、生活保護に関する統計数値の最新値が令和６年度の数値であることから、令和６年度改正の福井県最低賃金額との比較を行いました。

まず、生活保護費についてですが、比較対象として１８歳から１９歳の単身世帯に適用される生活扶助基準額を使用しております。

算出方法としては、生活扶助基準額と住宅扶助実績値を合算することにより生活保護費を求めています。

なお、生活扶助基準額については人口による加重平均を、住宅扶助実績値については世帯数による加重平均を用いております。

生活扶助基準額のうち、第１類費と第２類費を合算した額について人口加重平均を行った結果、月額 70,764.8 円となりました。

次に冬季加算についてですが、福井県は生活保護制度上の区分で第４区に該当しております。

単身世帯の冬季加算額は年間 6,790 円であり、支給対象期間である６か月間を考慮した上で月額換算すると 3,395 円となります。

さらに、期末一時扶助費についても人口加重平均を行い月額換算したところ、1,001.2 円となりました。

これらを合計した結果、生活扶助基準額は月額 75,161 円となります。

続いて住宅扶助実績値ですが、令和６年度実績では 20,668.6 円となっております。

したがって、生活扶助基準額 75,161 円と住宅扶助実績値 20,668.6 円を合算すると、生活保護費は月額 95,829.6 円となります。

次に最低賃金額について御説明いたします。

福井県最低賃金は令和6年度において時間額 984 円となっております。最低賃金額を月額換算するに当たっては、1 日 8 時間労働、週 40 時間労働を前提とし、月間所定労働時間の最大値である 173.8 時間を用いております。

さらに、厚生労働省本省において算出した令和6年度の可処分所得割合 0.824 を乗じて算定しております。その結果、最低賃金の月額換算額は 140,920 円となりました。

以上より、生活保護費月額 95,829.6 円に対し、最低賃金が月額 140,920 円であるため、福井県では、最低賃金額は生活保護費を上回っていることが確認できました。

生活保護費と最低賃金の比較については、以上になります。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。ただいま事務局から、福井県最低賃金と生活保護との比較について説明がありました。その結果として、福井県最低賃金は生活保護水準を下回っていないことが確認されたとの説明でございました。

この件につきまして、委員の皆様から何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

(発言なし)

特に御意見、御質問等はないようですので、当専門部会として、福井県最低賃金は生活保護水準を下回っていないことを確認したものといいたします。

なお、この比較については、生活保護関係の統計データ等に一定のタイムラグがあり、おおむね2年程度の差が生じることにしても御承知おきいただければと思います。

○廣瀬部会

それでは最後に、議題（5）「その他」に入りたいと思います。

本日は委員の皆様の御協力のお陰で、予定していた時間よりも若干余裕があります。

できるだけ早期発効を目指すという観点から、可能であればこの場で金額審議にも入っていきたいと考えております。

その前に、具体的な審議の進め方について確認させていただきます。

従来の進め方では、まず労働者側委員、使用者側委員の双方から基本的な考え方や全体的な御意見をお聞きし、その後、公労使三者による全体協議を行い、意見交換を実施した上で、公益委員と労働者側、公益委員と使用者側との個別

協議へ移行するという形で進めてまいりました。

本年につきましても、従来と同様の進め方で審議を進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

それでは、本日は労働者側委員、使用者側委員それぞれから、最低賃金改定に関する御意見や基本的な考え方について御発言をお願いしたいと思います。

どちらからでも結構ですが、いかがでしょうか。

○中澤委員

それでは、発言させていただきます。お時間をいただきましてありがとうございます。

2026 年度の地域別最低賃金の引上げにつきましては、昨日開催された中央最低賃金審議会において目安額が示されたところです。

目安額については、Aランクが 54 円、B、C ランクが 56 円という内容で示されております。

本年度の目安額につきましては、昨年度の過去最高額には及ばなかったものの、過去 2 番目に高い引上げ水準となりました。

私どもとしては、連合を中心とする春季生活闘争の成果を未組織労働者を含む幅広い労働者へ波及させるという観点からも、今回の目安額が高い水準で示されたことについては一定の評価をしております。

しかしながら、依然として物価上昇が続いております。上昇率そのものはやや落ち着いてきている部分もありますが、最低賃金近傍で働く労働者の生活実態を考えれば、今回の目安額だけで十分とは言えないと考えております。

また、私どもはリビングウェイジという最低生計費というものを重視しております。

現在、福井県において労働者が健康で文化的な最低限度の生活を維持するために必要と考えられる水準は、おおむね時給 1,160 円程度であると認識しております。

現行最低賃金との差額は依然として大きく、労働者の生活実態との乖離(かいり)はまだ解消されていないと考えています。

そうした水準への到達も視野に入れながら、今後の金額審議に臨んでいきたいと考えております。

以上、労働者側の基本的見解とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

それでは続きまして、使用者側から御発言をお願いいたします。

○山口委員

それでは発言させていただきます。

先ほど労働者側委員からもお話がありましたが、最低賃金を引き上げていくことが必要であることは理解しております。引上げそのものに反対しているわけではありません。

しかしながら、最低賃金は企業規模や経営状況にかかわらず、例え赤字企業であっても全ての企業に対して法的強制力をもって適用される制度です。そのため、その決定に当たっては法で定められている3要素、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力をしっかりと考慮して判断すべきであると考えております。

過去3年間の福井県最低賃金の推移を見ますと、令和5年は目安額プラス3円、令和6年も目安額プラス3円、さらに昨年度は目安額プラス6円という結果となりました。その上昇率は春闘賃上げ率を大きく上回る状況となっています。この間、本県の中小企業をとりまく経営環境は、都市部の大企業なみに大幅な回復基調の道筋の中にあっただけでしょうか。

現在、本県中小、小規模企業を取り巻く経営環境は決して楽観できる状況にはありません。帝国データバンクの調査によれば、県内企業約1万4,000社のうち、およそ9%にあたる約1,300社が倒産リスクに直面しているとの結果が出ております。さらに、その約7割は従業員5人未満の小規模企業とのことであります。

また、昨年11月に中小企業庁が公表している価格転嫁率の調査結果を見ても、価格転嫁は依然として進んでいないというのが現状だと思います。とりわけ交渉力の弱い中小・小規模事業者にとっては、中東情勢等、国際紛争の長期化により先行きが不透明の中、度重なる原材料価格の高騰、エネルギー価格の上昇、人件費負担の増加などが重なり、非常に厳しい経営環境が続いております。そうした状況の中でも、人材確保のためには賃金引上げをせざるを得ないという実態があります。企業側は厳しい経営状況の中で努力を続けているという点も、ぜひ御理解いただきたいと思います。

地域の生活や雇用を支えている事業者の中には、経営体力がかなり限界に近

づいている企業も少なくありません。

効力発生日の件につきましては、本審において法定発効とする整理になりましたが、今年度も目安額を大きく上回る引上げが続くのであれば、発効日についても改めて議論、検討しなければならないと考えております。

過年度の審議結果をみると、地域間格差の是正という観点に過度に捉われ、目安額を大きく上回る引上げが行われたケースがあったのではないかと愚考します。法的強制力を伴う以上、あくまでも法定３要素により慎重に判断すべきであることを重ねて申し上げます。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございました。

今、労側の中澤委員、それから、使側の山口委員から全体のスタンスといたしますか、姿勢ついて、御意見いただきました。

ほか、よろしいでしょうか。

最初に確認なんですけど、山口委員がおっしゃった件につきまして、地域間格差の解消にあまり過度にというお話でしたが、昨年度の議論でも、例えば隣県との格差とかについて、過度に捕らわれるのは基本的にはナンセンスなので、福井県の実情に合わせてということで、労使公益三者の方で、そのような了解で進めましょうというふうになっていたように思います。

今の山口委員の御発言にもありましたように、法定３要素に則った形でという点につきましては、原則変わらないかと思えます。当然ながら、この専門部会でもそのようにしたいと思えます。

ほか、御意見いかがですかね。

○西澤委員

現在の使用者側の問題提起といいますか、私が注目しているところがございまして、前回の資料にも示されていますが、一般賃金水準等に対する最低賃金の比率についてです。

○廣瀬部会長

第 527 回の 7 月 6 日の資料 13 ですね。青のファイルの 49 頁ですね。

○西澤委員

所定内給与の平均値と最低賃金の比較ですけども、令和 7 年度は、事業所規模 5 人以上で 55.1%となっています。従来から参考にしてきた「EU の最低賃金に関する指令」によれば、平均値の 50%、それから中央値の 60%程度を

目安にしていると記憶しています。資料にある数値は平均値なので、50%との比較になると思いますが、現在は目安を超えて過去に例のない高い水準になっていると認識しています。

統計の取り方など、色々議論の余地はありますし、直ちに地域経済へ深刻なダメージを与えているとは言えないかもしれませんが、異常な状況にあることは留意する必要があると思います。

加えて、最低賃金の影響率も非常に高くなっています。今年もシミュレーションが出ていますけども、午後からの資料3では仮に中央審議会の目安額どおりになったとして、27%となっており、労働者の約3割が最低賃金の影響を受ける水準です。

このような状況において懸念されるのが、いわゆる「賃金圧縮」の問題です。

最低賃金が引き上げられる一方で、企業全体の利益が一定であれば、長年その企業に勤務し、経験や技能を積み重ねてきた労働者の賃金上昇を抑制せざるを得ない。

その結果、熟練労働者やベテラン労働者の賃金が相対的に抑えられ、モチベーション低下につながる、そして、企業の人材確保や定着に悪影響を及ぼし、最終的には企業の存続に関わる問題が生じるおそれがあります。

したがって、昨年のように目安額を大きく上回る引上げを行う場合には、十分な理由と慎重な検討が必要であると考えています。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございます。

今ほど、西澤委員さんから頂きました御意見というのではですね。資料13の数値や最低賃金の影響率を踏まえ、勤続年数の短い労働者と長年勤務している労働者との間で、賃金配分に関する問題が生じているのではないかという御指摘だったと理解しています。

言い換えれば、最低賃金の引上げによって、長く働いている労働者の賃金が圧縮される傾向があるのではないか、という問題意識でよろしいでしょうか。

その点について、使用者側として、アンケート調査、実態調査、データや分析結果など、賃金圧縮の実態を示す資料はありますでしょうか。

○西澤委員

県内企業の賃金圧縮について、先ほど指摘した所定内給与と最低賃金の比率や影響率が異常な水準にあるということのほか、具体的な事例データを持っているわけではありませんが、一般に大学研究者等において議論されている重大なテーマであると認識しています。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

この問題は労働者側・使用者側双方にとって重要な論点であると思います。もし勤続年数別の賃金カーブなど、議論の参考となるデータがあれば、今後御提出いただきたいと思います。

また、労働者側からはリビングウェイジの数値や各種指標が示され、使用者側からも複数のデータが提示されています。今後もこれらの客観的な数値を基に議論を進めていきたいと考えています。

ほかに御意見があればお願いします。

○島田委員

先ほど使用者側から示された見解と関連しますが、中高年層や再雇用者に限らず、中堅以上の労働者の賃金上昇が抑えられ、賃金カーブが平坦化している現象は実際に起きています。

ただし、私どもはその要因を最低賃金の引上げだけに求めるべきではないと考えています。

むしろ、初任給の急激な上昇が大きな要因です。企業は若年層の採用競争にさらされており、初任給を大幅に引き上げています。

初任給だけを上げれば、既存社員との賃金逆転が生じるため、20代後半程度までは賃金水準を押し上げる必要があります。その結果として、限られた原資の中で中堅層以上への配分が抑制されるケースが生じています。

したがって、賃金圧縮の背景には、最低賃金以上に人材獲得競争の激化があると考えています。

現在は、中途採用市場でも競争が激しくなっており、中堅人材の引き抜きも起きています。このため企業は若年層だけでなく中堅層にも処遇改善を行わなければならない、これは最低賃金を大きく上回る賃金帯での競争だと認識しています。

また、最低賃金の未満率についてですが、その要因は一樣ではありません。経営状況が厳しく、引き上げたくても引き上げられない企業、最低賃金制度そのものを十分に理解していない企業の両方が存在すると考えています。

実際に最低賃金の履行を促す活動を行う中で、「最低賃金を知らなかった」という事業者や、一番驚いたのが、「自社は最低賃金に加盟しておりません」という事業者に出会ったこともあります。

最低賃金は法律であり、周知・啓発を更に進める必要があると考えています。本審議会は県の最低賃金を決定する重要な場ですので、通常の労使交渉に留

まらず、社会全体への影響を踏まえて責任を持って議論していきたいと思います。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

かつては影響率が低かった時期もありましたが、近年の最低賃金引上げに伴い、影響率が高まってきていることも事実です。

未満率が高い背景には、制度への理解不足、経営的に対応が難しい企業の存在といった複数の要因があると考えられます。

そのような状況を踏まえながら、福井県の経済実態や雇用環境に見合った最低賃金額を検討していく必要があります。

今後も、労使双方から客観的なデータや資料を提出いただき、それらを基に議論を深めながら、双方の理解を深めていきたいと考えています。

○井花委員

先ほど地域間格差の是正について意見がありましたので発言します。

ここ数年、この審議会や専門部会における議論のすう勢としては、「隣県が幾らだから福井県も同額にする」「他県を上回るために引き上げる」といった議論は行わないという共通認識が形成されてきたと理解しています。

一方で、4年ほど前から知事が最低賃金に関する要請を行うようになり、その中で「地域間格差の是正」という考え方が示されています。今年も同様の要請がありました。また、中央最低賃金審議会でも地域間格差是正に関する言及がなされていました。

最低賃金の審議は、最低賃金法第9条第2項にありますように最低賃金額の決定に当たり、3要素を考慮することが原則となっています。

しかし、3要素以外を一切考慮してはならないという審議ではないと思っていますし、法律上も3要素以外を考慮することが禁止事項として挙げられているわけでもないと考えています。

最低賃金は、労働者の生活だけでなく、地域経済全体へ影響を及ぼすものであるため、地域間格差の是正という観点についても十分に考慮しながら議論を進めるべきだと考えています。

先日の知事要請に対しても、3要素を重視することが原則であることはそのとおりだと、その上で地域間格差の是正についても考慮し、労働者や関係者にとって良い影響が生じるように斟酌(しんしゃく)してやっていきたいと思っています。

今後の議論においても、この視点を考慮していただきたいと思います。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

私の先ほどの説明が十分ではなかったかもしれません。

この審議会で共有されている考え方は、「隣県が幾らだから福井県も同額にする」「隣県を上回らなければならない」といった発想のみで議論するのは適切ではない、ということです。

一方で、人や労働力が県境を越えて移動する現実があります。

また、知事からの要請は、地域の実情や民意を踏まえたものとして受け止める必要があります。

したがって、地域間格差そのものを解消することのみを目的とするということではなく、地域間格差が福井県に不利益を与えているのではないか、福井県の人材確保や地域経済に影響しているのではないかという視点から、地域の要望として示されている内容については検討材料の一つとして考慮する必要があると考えています。

もちろん法定3要素が基本ですが、それに加えて地域の実情や要請も踏まえて議論していくという趣旨です。

地域間格差を全く考慮しないという意味ではありませんので、その点は補足させていただきます。

単に「隣県に負けないため」「隣県を追い越すため」といったことだけを考えることは適切ではありません。

福井県の経済実態を踏まえた上で、結果として地域間格差が福井県にとって不利益となっているのであれば、その点は考慮すべき要素になり得ると考えています。

○井花委員

もう一つ具体的に申し上げますと、7月23日に知事が要請に来られた際、報道機関退出後の意見交換の場で、過去にあった「2年で石川県に追いつく」といった具体的な目標設定について話題になりました。その際、私は、「この審議会としては、その考え方は採っていない」ということは明確にお伝えしました。

その上で、地域間格差の是正を求める県民の声については十分に受け止め、議論の中で考慮していくという考えをお伝えしています。

○山口委員

先ほどの発言について補足します。

実は、地域間格差是正に関する議論について、6月に福井県経営者協会として会員企業向けに実施したアンケートを実施しました。最低賃金に関して引上げは必要と考えるか、大幅な引上げについてはどう考えるかなどを伺いました。回答企業83社の結果を見ると、物価上昇等を踏まえ賃上げは必要と考える企業と、一定の引上げは必要だが近年の大幅な引上げには反対する企業がそれぞれ約30%と拮抗(きっこう)しておりました。

近県と同額以上の最低賃金にする必要があるか、最低賃金格差によって人材流出が発生しているかという趣旨の設問も設けたところ、同額以上に引き上げる必要があると回答した企業は全体の約15%でした。

この結果から、少なくとも企業の多くは、近県との金額差のみを理由に大幅な引上げを求めているわけではないと認識しております。

例えば、本県の場合、石川、富山との比較がよく行われますが、嶺南と京都との関係を考えてみても、最低賃金が高いという理由で、わざわざ高浜、大飯、小浜に住んでおられる方が、舞鶴に居住地を移すかというところに行かないです。多くの人は地元で働き、生活することを選択しているのが実態ではないでしょうか。移住のモチベーションが最低賃金に左右されるとするのは短絡的ではないでしょうか。最低賃金が低いから若者が県外に流出する、最低賃金を上げれば人口流出が止まるという一部の情緒的な意見に乗っかり、政策のプロであるはずの行政が人口流出の原因を最低賃金に求め安易に審議会に対し要請を行うことに対し強い危機感を持っています。本当にそうなのか検証し、確実なエビデンスを示していただきたいと思います。

○山口委員

改めて申し上げますが、使用者側として賃上げそのものに反対しているわけではありません。適切な賃上げを行い、経済の好循環を生み出していくことは重要であると考えております。生産性の向上等により原資を確保する、そうしたことをセットに取り組む必要があると考えております。しかし、地域経済の実態、中小、小規模事業者のおかれている経営環境を無視した政府目標ありきの結論が続いていることを危惧しています。

個人的な問題意識が先行した部分もあり、感情的な表現になった点があればお詫びしたいと思います。

○廣瀬部会長

いいえ、とんでもないです。ありがとうございます。

ただ、そういう形で、それぞれのお立場、例えば使側の皆さんにおかれましても、それぞれのポジションで違う見方をされている。だからこそ、専門部会

の方では3人、本審の方では5人の方に来ていただいていますので、そんなに遠慮はいらないのではないかなと思います。ありがとうございました。

それで、実は今年度の審議に当たりまして、事前に皆さん全員に資料が、前回、事務局に御準備いただいたものが配られていたわけですが、それと私の記憶違いでなければ、私自身欠席した3月の本審で、使用者側委員の方から、審議に少し時間を取るということもあったということで、それを基に先週、公益委員だけが集まって意見交換を行っております。

審議をしっかりと深めるための必要性ということですね。

それに対して、一応公益委員の会議で、次のような方針を、もう一度皆様に、これから議論を進めていく上で確認しておこうということで、いくつか確認させていただいた項目がありますので、お伝えさせていただければと思います。

昨年度は、専門部会の最終日において、公益委員の方から経過を示させていただいて採決を行ったんですけれども、それに対して、今申し上げましたように、3月の審議会の方で、もう少し双方歩み寄りができるような議論の機会ができないのかという御意見があったということで、公益委員の会議を設けさせていただきました。

公益委員の方で、今日来ていらっしゃるお2人も含めて、考えさせていただいたことを申し上げます。

幾つか項目がありますので、口頭にはなるんですけど申し上げます。

1番目ですが、目安額につきまして、中央最低賃金審議会から示された目安というのは、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないという原則がありつつも、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするべきもので、審議においても十分に参酌する必要がある。

これは最初に工藤部長が挨拶の中で申し上げられたとおりで、拘束するものではないけれども、十分参酌すべき、参照すべきポイントであるということになるかと思います。

実際、もう既に御承知のとおりと思いますが、中央の審議会では非常に長い時間をかけて今回の目安額を提示されたという経緯もございますので、今回、できれば目安額から大きく離れた金額からスタートするのではなくて、目安を十分加味した上での審議から始めていただく必要があるのではないかと思います。

そうしていただく方が、実質的な意味での審議が含まれるのではないかと考えております。

次に、中賃の方が令和5年度に示した目安制度の在り方に関する全員協議会で示された総合指標というものがございしますが、これは最低賃金額の順位を決

めるものではないわけですが、福井県の総合指標というのは全国 21 位、最低賃金額は全国 22 位とほぼ同順位ということになっていますので、その総合指標との乖離(かいり)につきましては、福井県の審議会では特に検討する必要は薄いのではないかと考えております。

次に、今年度の中央の目安、これは午後の本審で使う資料にあるんですかね、配られるんですけれども、ここの目安に関して、公益委員の見解が示されているわけですが、労働者の生計費を重視し、特に頻繁に購入する品目に着眼した目安が示されたということになっております。

各県の消費者物価指数については、頻繁に購入する品目とそうでないものの区分けというのは実は各県ごとにはないんですけれども、便宜的に食料の指数を用いて引上げ額の根拠とする県は、全国を見ますと一定数ありますし、中央の方でもそれを見ているという中にあります。

他方、昨年度、公益委員の方から先ほど申し上げました金額提示をさせていただきました。その際に食料の指数、引上げ率を根拠としたわけですが、
「総合で見るべきであって、食料だけを特にというのはどうか」ということで、使用者側委員さんから否定的な意見がありました。

しかし、全国的な状況も踏まえますと、現時点で、議論の開始時点で、「これは採用します、しません」ということを予断を持って決めてしまうのは、むしろ議論の深まりを妨げることになるかと思っておりますので、双方の御意見を聞いていく中で、指標について考えていきたいと思っております。

次に、3月の使用者側委員の方からの御意見で、「審議に十分な時間を取れない」ということに関しまして、まず第1点目、事務局の方が工夫してくださって、前回の会議で使われた資料については、今回の7月6日の時点で、もう既に資料を配ってくださっています。

つまり、スタートラインをできるだけ早めにするという工夫をしてくださいました。

それから公益委員の方でも会議をこのような形で行い、現状について事前に我々の共通見解を出しております。

そういう意味では、こういった工夫の効果が今後どうなるかということについて、また検討する必要もあらうかと思いますが、このような形で委員の皆様から出していただきました運営の進め方についての御意見で改善していければと考えております。

これが4番目になります。

最後、5番目ですが、公益委員見解についてですね、これは本来、部長さんも冒頭でご挨拶があったかと思うんですけれども、全員全会一致で結審、結審に至るというのが一番望ましいということでもあります。

そういう意味では、公益委員の方が早い段階で見解を示してしまうことは考えてはいないんですけれども、仮に双方から出していただいた意見に歩み寄りが見られない、あるいは隔たりが大きい場合は、遅くとも第3回の専門部会でお示しする可能性があるということを念頭に置いていただきたいと思います。

なぜかと申しますと、今日配られました専門部会資料の5頁目を御覧いただきたいと思います。

この日程を見ていただくと分かると思いますが、例えば第4回でまとまらなかった場合、第5回というのが予備日として設定されています。その間が中1日しかございません。

例えば双方の御意見を伺った上で非常に隔たりが大きいので、「公益見解を第4回で出しましょうか」となった場合、そこから双方それぞれの側でどうするかということについて議論する時間が取れません。

ですので、第3回で出せば、第3回から第4回までの間に少し日もございますので、御検討いただける時間があるかと思います。

決して公益側が先に出して決めてしまうというつもりはありませんが、双方に御検討いただく時間の確保という観点で、例年より早くなるかもしれません。

場合によっては、あまりに隔たりが大きい場合には第2回の終わりという可能性としてもあるかと思いますが、少し早めに公益委員見解を出すかもしれません。

これは、双方に考えていただく時間を取るためであるということですので、あらかじめ御了承いただければと思います。

公益委員見解を示す場合は、先ほどからも繰り返しておりますけれども、毎年異なった視点で行うのではなく、原則として3要素に沿った継続的な視点からの見解を含めて、先ほど会長がおっしゃったような形で、地域の実情から考えた上での要素ですね。3要素以外を全く見ないというのではなくて、地域経済の実情を見ていく上では、ほかの要素も参照することはあるわけですが、それも含めて、従来どおりの決め方で進めたいと思っております。

ですので、公益委員見解が少し早めに出る可能性があるということ。ただ、その場合であっても、従来どおりの原則を踏み外すものではないということになっております。

これらが、公益委員会議を受けて、公益委員として我々がこの専門部会に臨む姿勢ということになります。これにつきまして何か御意見とか御質問とかございますでしょうか。

○島田委員

はい。

全国であちこち関わらせていただいたんですが、ちょっと経験がない部分かもしれませんので。

公益見解が、例えば専門部会で公益としての見解はこうですと出されてしまうと、もう動かさないですか。

○廣瀬部会長

動かさないわけではないですよ。

○野崎賃金室長

動かさないわけではないです。

○島田委員

経験上は、公益見解が出た後に、それを真ん中にしてというのも好ましくないということなので。

公労使会議の中で、「これぐらいで出したいけどどうかどうですか」ということを事前に何回も何回もすり合わせさせていただいて、限りなく満場一致を目指したいね、というような流れをされているケースが多かったのです。

少し早めに出されるというようなことでしたけども、ポンって出てきたら、こちらも困るかもしれないと思ひまして。

○廣瀬部会長

当然、各側の御事情とか、お考えになっているようなことを無視して突然出すわけではございません。

○島田委員

公労使等々の中で、若干そういったボールを投げさせていただくと、こちらも具体的に考えやすいところがありますので。

双方の見解ですけど、どうしてもこれ以上は寄れない部分というのは出てくるかと思ひますので、そこを何とか真ん中でラインを作つていただく。理屈のあるところでラインを作つていただくというのが、公益見解だと思います。

出た以上は、あんまりそれを元にもめたくないのです。

○廣瀬部会長

それはそうですね。

島田委員がおっしゃったとおりで、基本的に我々公益の方が見解を出す場合も、それは当然慎重に出したいと思ひております。

事前に、公労、公使の二者協議で、それぞれの大体的なお考えとかお立場、それから、変な言い方ですけども、相場観といいますか、そういうものをお伺いした上でという形になるかと思います。

ただ、そういう意味でも本当は、ずっと公労使三者の全体協議でしっかりと少しずつでも埋めていって、ポンと出せばいいんですけども、審議の時間のこともありますので、早めということもあります。

逆に言いますと、その間、公労、公使、それから全体協議を含めて、できるだけ、今日なんか実は1回目ですけど、それなりにお立場を出していただけたと思うんです。こういう形で議論を深めていければと思っております。

もちろん、我々公益委員会見解を出す前に、労使双方でこの金額で決まっていいただければ、それは我々にとって一番望ましいことになりますけれども、難しい場合には、そういう形で実質的な議論を進めていくような形が取ればというふうに考えております。

ありがとうございました。

○島田委員

昔に比べて、物価上昇とかいろんなこともあるんですけど、上げ幅が、初めて最賃に人生に関わった頃からすると、ものすごく大きくなっているので、お互いの立場の幅も金額としては大きいということでしょうか。

○廣瀬部会長

そうですね。

○島田委員

なかなかこの場で、「じゃあもうこれでいきましょう」となりにくいと思うので、その辺りは御配慮お願いできればと思います。

○廣瀬部会長

それと同時に、今御配慮という話がありましたけれども、確かに今おっしゃったとおり、物価上昇とか国際情勢もあるのかもしれませんが、双方の隔たりが以前に比べて少し大きくなってきたのは事実かと思います。

にもかかわらず、福井県ではこれまで、この審議会で、専門部会も含めてでしょうけれども、立場の違いから出てくる金額に幅があれど、双方真摯にこの議論に参加するということがありますので、重ねて、1回目の本審の方でも出たかと思いますが、席に着いていただいて、反対の場合であっても、やっぱり席を立つということではなく、決定に参加していただくということに関しまして

は、重ねてお願いしたいと思います。

この場でどうぞよろしくお願いいたします。

冒頭申し上げましたように、どちらの側のお立場にしても、福井県の経済の環境とか状況を良くするという点では、これについては一致していると思います。

お立場の違いから金額に幅があってもですね。

ですから、その点は共通理解として進めていければと思います。

ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

○中澤委員

2点だけ失礼します。

1つ目、目安額の関係でお答えしづらい部分だと思うんですけども、この「大きく離れた数字」という表現自体が、それがどれぐらいなのか。

2つ目が、指数の方が全国22位とのことですが、これは物価の総合指数でしょうか。

○廣瀬部会長

要するに、去年の場合、基本は中央最低賃金審議会が示しているAランク、Bランク、Cランクの中で、我々福井県の場合はBランクであるということがあった時に、労側さんはそれよりもリビングウェイジ、それを到達目標という形で出されて、使側の方もそれを踏まえておっしゃったんですけど。昨年度ですと、中央の目安額を下回る、そこそ下回る金額からスタートされたということもあったと思います。

そういうこともあって、議論がなかなか難航しているところがあったと思います。

そういう意味で、中賃の示した目安は、何度も言われていますように地方の審議会を拘束するほどではないわけですが、一応それが出ているということは、それを前提に、あまりそこから離れ過ぎない形で、ある程度尊重していただく、参酌していただくということになるかと思います。

当然、使側としては「そんなに出せない」、労側としては「労働者の生計を保つためには遅すぎる、もっと上げるべきだ」ということがあるわけですが、そこをすり合わせる上で、やはり中央の目安というものを尊重していただければというふうになります。

○井花委員

4、5年ぐらい前から急に上がっていくようになったと思いますが、3年前から6年前にかけての4年間、私、専門部会長をしたのですが、ちょうどその時に急に上がるような形になって。

労働者側、使用者側の見解が、目安からお互い大きく離れたところで議論を重ねても、専門部会長としての仕切り方が悪かったのかもしれませんが、なかなか寄ってこない、合意に向けての兆しが見えないという中で、公益見解を出して一層紛糾したということもあったので。

今、部会長がおっしゃったのは、やはり審議会の制度として、進め方として、根本的に中央から示された目安というものがあるので、それぞれ価値観に基づく理想の数字はあると思いますけれども、やはりこの会議として決めるというのが使命ですから、そこに向けて柔軟に議論していきましょうという、そういうお考えだと。

是非御理解、御協力の方をお願いしたいなというふうに思っています。

○廣瀬部会長

そうですね。

戦略的にわざと片方がポンと出してというのではなくて、かなり最終的な我々の決定金額を意識した上で議論をしていただければという、そういうニュアンスになると思います。

すみません。竹川委員も何かありましたら。

○竹川部会長代理

今、何も発言せずにお聞きしていたんですけど、先ほど会長からも、4年ぐらい前からずっと上昇基調にあるというお話がありました。

それは世界的ないろんな影響が大きくて、当然トランプ政権であるとか、あるいはウクライナ戦争であるとか、そういったことが重なって、為替が大きく動いた。

その結果、輸出企業の業績が上がったり、あるいは輸入物資が高騰したりといった複合的な要素がすごく重なってきて、今の賃金上昇につながっている。

平成の30年間、一切上がらなかった給与が徐々に上がり始めて、昨年来は最高水準になったという状況を踏まえて考えると、これからどうしていくかということを頭に入れた上で、今の立場であるとか、それぞれの立場の思いもあると思うんですけど、将来を見据えた賃金の在り方というものを考えて議論していただきたいなということが一つです。

それから、山口委員もおっしゃっていましたが、価格転嫁のところで言うと、やはり労務費の上昇が価格にちゃんと反映されて、下請企業の価格転

嫁に結び付いていくように、これは労側の方も働きかけていただきたいことでありまして、そこは両者の共通認識として持っていただきたい。

そういったことを考えていますので、それを今後の交渉の中で考えていただきたいと思います。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

双方、好循環ということもありましたけれども、賃上げを通じて双方にプラスになるような形で進められればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

竹川委員、どうもありがとうございました。

ほかに、この機会に発言しておきたいという委員の方、大丈夫ですかね。

そういたしましたら、次回以降から本格的な金額審議に入っていくことになるかと思います。

審議の充実化ということも求められているわけですが、できれば何度も申し上げますように、双方、早い段階で柔軟に歩み寄れるような形で議論をスタートできればと考えています。

金額審議では、しっかりと具体的な最終決定を意識しながら御意見を出していただければと思います。

今回の専門部会では、早速個別協議に入る形で双方の御意見をお伺いしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局から今回の案内をお願いいたします。

○野崎賃金室長

今回の専門部会は7月31日（金）午前10時から、会場が変わりまして、福井春山合同庁舎10階第二共用会議室となります。

よろしくお願いいたします。

なお、本日はこの会場にて第528回本審を引き続き開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の専門部会の旅費につきましては、専門部会・審議会合わせて1往復分となりますので、御承知おきください。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。

皆様、どうも御苦勞様でした。ありがとうございました。

(閉会)